

鹿 政 第 77 号  
平成 27 年 10 月 20 日

九州防衛局長  
川嶋 貴樹 様

鹿屋市長 中西 茂



空中給油機KC-130の鹿屋基地における訓練概要等に関する要望について

平素より、鹿屋市の行政運営に対しまして、格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、去る5月18日に防衛省の原田政務官から空中給油機KC-130の鹿屋基地における訓練概要等について説明を受け、その後市議会や住民説明会において御説明をいただいたところです。これらの説明会等においては、これまで経験したことのない米軍の訓練が本市で行われることに対して、地域住民から騒音対策、事件事故等に対する安全対策などへの不安や懸念の声をいただいているところです。

つきましては、これらの事情を御賢察の上、地元の意向を十分に配慮して対処されますよう、別紙項目について要望事項を整理しましたので、早期に御回答くださいますようお願いいたします。

## 1 訓練内容等について

- (1) 鹿屋基地における訓練移転については、今回示されている「離着陸訓練」「地上給油訓練」「荷下訓練」のみとし、将来的にも訓練の拡大や米軍基地化は絶対にしないこと。
- (2) 鹿屋基地での訓練移転に当たっては、現在行われている鹿屋基地の訓練が夜間や休日等に集中するなど、鹿屋基地の運用に支障がないようにすること。
- (3) 鹿屋基地における訓練移転は、最大月 20 日間と説明があったが、1ヶ月あたりの訓練日数を減らすための効率的な訓練の運用を講じること。
- (4) 鹿屋飛行場規則において、鹿屋基地における連続離着陸訓練は、原則として6時から21時の間に実施することとされており、それ以外の訓練は特に開始、終了時間の制限は設けていないとのことである。米軍の訓練においても、鹿屋基地における運用に基づいた訓練時間帯である21時までとすること。
- (5) 鹿屋基地内に、新たに施設を整備する場合は、あらかじめ鹿屋市に整備概要を明確に説明すること。

## 2 騒音対策について

- (1) 鹿屋基地における米軍の訓練移転後は、騒音の増大が予想される。騒音の実態を的確に把握するため、常時騒音測定装置をまず1箇所増設すること。
- (2) 地上給油訓練及び荷下訓練の実施時等における地上騒音対策として、防音壁等の消音・減音施設整備などの措置を講ずること。
- (3) 空中給油機KC-130の騒音等により、畜産業等に被害が発生した場合、速やかに補償を行うこと。
- (4) 訓練移転後は、できる限り速やかに騒音度調査を実施し、鹿屋市の実態に即した第一種区域の見直しを行い、速やかに騒音対策を講じること。
- (5) 鹿屋基地周辺には、告示後住宅が多数ある。鹿屋基地周辺における騒音状況が当時(昭和59年12月)とは変化していると考えられることから、告示後住宅も住宅防音工事の対象とすること。
- (6) 防音工事で設置し10年以上経過した空調機器及び防音建具の機能復旧工事について、待機者が出ないよう必要な予算を確保するとともに、実施状況について鹿屋市に情報提供を行うこと。

- (7) 防衛省による第一種区域の指定基準75Wを、環境省基準の70Wに引き下げること。
- (8) 航空機騒音をはじめ、基地に関する住民からの苦情や問合せは、国において責任を持って対応すること。

### 3 安全対策について

- (1) 空中給油機KC-130やオスプレイ等の航空機及び米軍人による事件・事故が発生しないよう、安全対策等を十分に講ずるとともに、万一事件・事故が発生した場合の連絡・対応体制を整備すること。
- (2) 事件、事故処理にあたっては、国の責任において適切に対応するとともに、鹿屋市へ透明性をもって適宜速やかに情報提供すること。
- (3) 鹿屋基地における訓練日時、内容等については、鹿屋市及び地域住民に対して透明性をもって適宜提供を行うこと。

### 4 地域振興策等について

- (1) 今後本市が実施する住民の生活の安全、教育、スポーツ及び文化、医療、福祉、産業の振興に寄与する事業など地域振興に資する事業に対して支援を行うこと。
- (2) 再編交付金は、平成28年度までの10年間の時限立法となっているが、訓練移転の実施時期が平成29年度以降になった場合においても再編交付金を適正に交付すること。
- (3) 住宅移転跡地等の適正な管理を行うとともに、新たな整備等、地域からの要望に財政的な支援も含めて十分な対応を行うこと。
- (4) 鹿屋基地の施設整備等を実施する場合、鹿屋市の地元業者を最大限に活用するよう努めること。